

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7014898号
(P7014898)

(45)発行日 令和4年2月1日(2022.2.1)

(24)登録日 令和4年1月24日(2022.1.24)

(51)国際特許分類	F I		
G 0 6 F 21/31 (2013.01)	G 0 6 F	21/31	3 6 0
	G 0 6 F	21/31	

請求項の数 8 (全17頁)

(21)出願番号	特願2020-514963(P2020-514963)	(73)特許権者	518017211
(86)(22)出願日	平成30年8月21日(2018.8.21)		北京智明星通科技股 ぶん 有限公司
(65)公表番号	特表2020-533704(P2020-533704 A)		Beijing Elex Techno logy Co., Ltd.
(43)公表日	令和2年11月19日(2020.11.19)		中華人民共和国北京市海淀区知春路7号
(86)国際出願番号	PCT/CN2018/101461		致真大厦C座六層
(87)国際公開番号	WO2019/148815		6th floor, Zhizhen
(87)国際公開日	令和1年8月8日(2019.8.8)		Building C, No.7 Zh ichun Road, Haidian
審査請求日	令和2年3月12日(2020.3.12)		District, Beijing 1
(31)優先権主張番号	201810113381.2		00001, P.R. China
(32)優先日	平成30年2月5日(2018.2.5)	(74)代理人	110000671
(33)優先権主張国・地域又は機関	中国(CN)		八田国際特許業務法人
		(72)発明者	ゲン, ヨンジャン
			中華人民共和国, ペキン, ファイジャン
			最終頁に続く

(54)【発明の名称】 ID認証方法、装置、サーバ及びコンピュータ読み取り可能な媒体

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

ID認証装置に用いられるID認証方法であって、
前記ID認証装置が、クライアント側から送信されたログイン情報を受信し、ユーザのオリジナルハードウェア機器情報とオリジナルソフトウェア記述情報とを前記ログイン情報から抽出するステップと、
前記ID認証装置が、前記クライアント側のデータ収集インターフェースを介して前記ユーザの前記クライアント側でのオリジナル操作行動情報を収集するステップと、
前記ID認証装置が、前記ユーザのオリジナルハードウェア機器情報、オリジナルソフトウェア記述情報および前記オリジナル操作行動情報をオリジナル特徴情報として特定するステップと、
前記クライアント側から送信された、前記ユーザのID認証情報が付加される認証要求を前記ID認証装置が受信するステップと、
前記ID認証装置が前記ID認証情報に基づいて認証を行うステップと、
前記ID認証情報が正当であると特定されたとき、前記ID認証装置が前記ユーザに関する複数の次元の行動特徴情報であってハードウェア機器情報、ソフトウェア記述情報及び操作行動情報を含む行動特徴情報を収集するステップと、
前記ID認証装置が、収集された行動特徴情報に基づいて対応する次元の前記オリジナル特徴情報と照合し、前記ユーザに対してIDマッチング識別を行うステップと、を含み、
前記ID認証装置が、前記収集された行動特徴情報に基づいて対応する次元の前記オリジ

ナル特徴情報と照合し、前記ユーザに対してIDマッチング識別を行うステップは、前記ID認証装置が、前記操作行動情報の変化幅と前記オリジナル操作行動情報との比率を照合度として定義し、所定閾値の動的な範囲を設定することと、収集された前記ハードウェア機器情報が対応する次元のオリジナルハードウェア機器情報と同じであり、収集された前記ソフトウェア記述情報が対応する次元のオリジナルソフトウェア記述情報と同じであり、且つ前記照合度が前記所定閾値の動的な範囲にある場合に、前記ID認証装置が前記ユーザのIDが正当であると特定し、そうでない場合に、前記ID認証装置が前記ユーザのIDが不当であると特定することと、を含むことを特徴とするID認証方法。

【請求項2】

前記ID認証装置が、前記収集された行動特徴情報に基づいて対応する次元の前記オリジナル特徴情報と照合し、前記ユーザに対してIDマッチング識別を行った後、更に、前記ID認証装置が、収集された前記行動特徴情報と、対応するIDマッチング識別結果とに基づいて、記憶された前記オリジナル特徴情報と、対応する所定閾値とを更新するステップを含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記ID認証装置が、前記クライアント側から送信された特徴情報変更要求を受信するステップと、

前記ID認証装置が、前記特徴情報変更要求に回答し、前記ユーザのハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とを改めて収集するステップと、

前記ID認証装置が、改めて収集されたハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とに基づいて、前記オリジナル特徴情報を更新するステップと、を更に含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項4】

クライアント側から送信された、ユーザのID認証情報が付加される認証要求を受信するための第1受信手段と、

前記ID認証情報に基づいて認証を行うための認証手段と、

前記ID認証情報が正当であると特定されたとき、前記ユーザに関する複数の次元の行動特徴情報であってハードウェア機器情報、ソフトウェア記述情報及び操作行動情報を含む行動特徴情報を収集するための第1収集手段と、

所定閾値の動的な範囲を設定し、収集された行動特徴情報に基づいて対応する次元のオリジナル特徴情報と照合し、前記ユーザに対してIDマッチング識別を行うためのマッチング識別手段と、

前記クライアント側から送信されたログイン情報を受信し、前記ユーザのオリジナルハードウェア機器情報とオリジナルソフトウェア記述情報とを前記ログイン情報から抽出するための第2受信手段と、

前記クライアント側のデータ収集インターフェースを介して前記ユーザの前記クライアント側でのオリジナル操作行動情報を収集するための第2収集手段と、

前記ユーザのオリジナルハードウェア機器情報、オリジナルソフトウェア記述情報および前記オリジナル操作行動情報を前記オリジナル特徴情報として特定するための特定手段と、

を備え、

前記マッチング識別手段は、前記操作行動情報の変化幅と前記オリジナル操作行動情報との比率を照合度として算出するための算出モジュールと、

収集された前記ハードウェア機器情報が対応する次元のオリジナルハードウェア機器情報と同じであり、収集された前記ソフトウェア記述情報が対応する次元のオリジナルソフトウェア記述情報と同じであり、且つ前記照合度が前記所定閾値の動的な範囲にある場合に、前記ユーザのIDが正当であると特定し、そうでない場合に、前記ユーザのIDが不当であると特定するための特定モジュールと、を備えることを特徴とするID認証装置。

【請求項5】

10

20

30

40

50

収集された前記行動特徴情報と、対応するIDマッチング識別結果とに基づいて、記憶された前記オリジナル特徴情報と、対応する所定閾値とを更新するための第1更新手段を更に備えることを特徴とする請求項4に記載の装置。

【請求項6】

前記クライアント側から送信された特徴情報変更要求を受信するための第3受信手段と、前記特徴情報変更要求に回答し、前記ユーザのハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とを改めて収集するための第3収集手段と、

改めて収集されたハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とに基づいて、前記オリジナル特徴情報を更新するための第2更新手段と、を更に備えることを特徴とする請求項4に記載の装置。

10

【請求項7】

サーバであって、

プロセッサと、メモリと、通信インターフェースと、バスとを備え、

前記メモリは、コンピュータの実行指令を記憶し、前記プロセッサと前記メモリとは、前記バスを介して接続され、前記サーバが運転する時、前記プロセッサが前記メモリに記憶されるコンピュータの実行指令を実行することにより、前記サーバは、請求項1から3の何れか一項に記載の方法のステップを実行することを特徴とするサーバ。

【請求項8】

コンピュータプログラムが記憶されるコンピュータ読み取り可能な記憶媒体であって、当該プログラムがプロセッサによって実行される時、請求項1から3の何れか一項に記載の方法のステップが実施されることを特徴とするコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、情報処理技術分野に関し、特にID認証方法、装置、サーバ及びコンピュータ読み取り可能な媒体に関する。

【背景技術】

【0002】

ID認証技術は、コンピュータネットワークにおいて操作者IDを確認する手順を指し、モバイルスマート端末の迅速な発展とともに、モバイルスマート端末でID認証を行う手順は、ますます普及している。例えば、APP(Application、アプリケーションプログラム)アカウントログイン、ネットワーク決済等の操作が存在する。

30

【0003】

現在、よく用いられるID認証方法は、静的パスワード、スマートカード、動的パスワード、ショートメッセージパスワード、デジタル署名、生体認証等を含む。通常、携帯電話でアカウントログインを行う際、初回のアカウントのログインには、アカウント名及び静的パスワードによる認証方式が採用される。認証の安全性を更に強化するために、長時間ログインされていないときや、他の要素が変化したとき、チャレンジ方式を起動してID認証を行う。つまり、まず、ユーザに静的パスワードを入力させ、その後、ユーザの初回登録時にバイディングされた携帯電話へ動的パスワードを送信し、ユーザに再度ショートメッセージパスワードを入力させる。チャレンジ式ID認証法により、パスワードの安全性がある程度向上するが、ユーザID認証手順の利便性と柔軟性が制限される。また、クラウド計算技術が飛躍的に発展する昨今、ハッカーは、数千台や一万台以上のサーバを制御してパスワードを総当たり攻撃によって解読することも可能である。

40

【0004】

一旦当該ユーザの応用アカウントが総当たり攻撃によって解読された後、ユーザのゲームマネー、ゲームアイテム等の仮想物品の紛失が発生し、更にユーザと他のユーザとの間のチャット情報の漏洩および財産損失等も発生する恐れがある。

【0005】

このように、従来の移動スマート端末でのID認証手順に安全面上の潜在危険が存在する

50

ため、移動スマート端末でのユーザID認証手順の安全性を全体として向上させる方法が早急に求められている。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

これに鑑みて、本発明の実施例は、ID認証の安全性と正確性を効果的に向上可能であるID認証方法、装置、サーバ及びコンピュータ読み取り可能な媒体を提供する。

【課題を解決するための手段】

【0007】

第1態様では、本発明の実施例は、ID認証方法を提供する。前記方法は、クライアント側から送信された、ユーザのID認証情報が付加される認証要求を受信するステップと、前記ID認証情報に基づいて認証を行うステップと、前記ID認証情報が正当であると特定されたとき、前記ユーザに関する複数の次元の行動特徴情報を収集するステップと、収集された行動特徴情報に基づいて対応する次元のオリジナル特徴情報と照合し、前記ユーザに対してIDマッチング識別を行うステップと、を含む。

10

【0008】

上記態様と何れか一項の可能な実現形態では、1つの実現形態が更に提供され、前記ユーザから送信された認証要求を受信する前に、更に、前記クライアント側から送信されたログイン情報を受信し、前記ユーザのハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とを前記ログイン情報から抽出するステップと、前記クライアント側のデータ収集インターフェースを介して前記ユーザの前記クライアント側での操作行動情報を収集するステップと、前記ユーザのハードウェア機器情報、ソフトウェア記述情報および前記操作行動情報を前記オリジナル特徴情報として特定するステップとを、含む。

20

【0009】

上記態様と何れか一項の可能な実現形態では、1つの実現形態が更に提供され、前記収集された行動特徴情報に基づいて対応する次元のオリジナル特徴情報と照合し、前記ユーザに対してIDマッチング識別を行うステップは、収集された行動特徴情報のそれぞれと対応する次元のオリジナル特徴情報との間の照合度をそれぞれ算出することと、対応する照合度が所定閾値を超える行動特徴情報が少なくとも1つ存在するとき、前記ユーザIDが不当であると特定することと、対応する照合度が所定閾値を超える行動特徴情報が1つも存在しないとき、前記ユーザIDが正当であると特定することと、を含む。

30

【0010】

上記態様と何れか一項の可能な実現形態では、1つの実現形態が更に提供され、前記収集された行動特徴情報に基づいて対応する次元のオリジナル特徴情報と照合し、前記ユーザに対してIDマッチング識別を行った後、更に、収集された前記行動特徴情報と、対応するIDマッチング識別結果とに基づいて、記憶された前記オリジナル特徴情報と、対応する所定閾値とを更新するステップを含む。

【0011】

上記態様と何れか一項の可能な実現形態では、1つの実現形態が更に提供され、前記クライアント側から送信された特徴情報変更要求を受信するステップと、前記特徴情報変更要求に応答し、前記ユーザのハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とを改めて収集するステップと、改めて収集されたハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とに基づいて、前記オリジナル特徴情報を更新するステップと、を更に含む。

40

【0012】

第2態様では、本発明の実施例は、ID認証装置を提供する。前記装置は、クライアント側から送信された、ユーザのID認証情報が付加される認証要求を受信するための第1受信手段と、前記ID認証情報に基づいて認証を行うための認証手段と、前記ID認証情報が正当であると特定されたとき、前記ユーザに関する複数の次元の行動特徴情報を収集するための第1収集手段と、収集された行動特徴情報に基づいて対応する次元のオリジナル特徴情報と照合し、前記ユーザに対してIDマッチング識別を行うためのマッチング識別

50

手段と、を備える。

【0013】

上記態様と何れか一項の可能な実現形態では、1つの実現形態が更に提供され、前記装置は、前記クライアント側から送信されたログイン情報を受信し、前記ユーザのハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とを前記ログイン情報から抽出するための第2受信手段と、前記クライアント側のデータ収集インターフェースを介して前記ユーザの前記クライアント側での操作行動情報を収集するための第2収集手段と、前記ユーザのハードウェア機器情報、ソフトウェア記述情報および前記操作行動情報を前記オリジナル特徴情報として特定するための特定手段と、を更に備える。

【0014】

上記態様と何れか一項の可能な実現形態では、1つの実現形態が更に提供され、前記マッチング識別手段は、収集された行動特徴情報のそれぞれと対応する次元のオリジナル特徴情報との間の照合度をそれぞれ算出するための算出モジュールと、対応する照合度が所定閾値を超える行動特徴情報が少なくとも1つ存在するとき、前記ユーザIDが不当であると特定し、対応する照合度が所定閾値を超える行動特徴情報が1つも存在しないとき、前記ユーザIDが正当であると特定するための特定モジュールと、を備える。

【0015】

上記態様と何れか一項の可能な実現形態では、1つの実現形態が更に提供され、前記装置は、収集された前記行動特徴情報と、対応するIDマッチング識別結果とに基づいて、記憶された前記オリジナル特徴情報と、対応する所定閾値とを更新するための第1更新手段を更に備える。

【0016】

上記態様と何れか一項の可能な実現形態では、1つの実現形態が更に提供され、前記装置は、前記クライアント側から送信された特徴情報変更要求を受信するための第3受信手段と、前記特徴情報変更要求に回答し、前記ユーザのハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とを改めて収集するための第3収集手段と、改めて収集されたハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とに基づいて、前記オリジナル特徴情報を更新するための第2更新手段と、を更に備える。

【0017】

第3態様では、本発明の実施例は、サーバを提供し、当該サーバは、プロセッサと、メモリと、通信インターフェースと、バスとを備え、前記メモリは、コンピュータの実行指令を記憶し、前記プロセッサと前記メモリとは、前記バスを介して接続され、前記サーバが運転する時、前記プロセッサが前記メモリに記憶されるコンピュータの実行指令を実行することにより、前記サーバは、第1態様の何れか一項に記載の方法のステップを実行する。

【0018】

第4態様では、本発明の実施例は、コンピュータ読み取り可能な記憶媒体を提供し、当該記憶媒体にコンピュータプログラムが記憶され、当該プログラムがプロセッサによって実行される時、第1態様の何れか一項に記載の方法のステップが実施される。

【発明の効果】

【0019】

本発明の実施例に係るID認証方法、装置、サーバ及びコンピュータ読み取り可能な媒体では、ID認証情報によって認証を行うことを基に、更にユーザの使用習慣を表せる行動特徴情報を用いてユーザ行動習慣を分析し、更に現在ログインユーザと履歴ユーザとが一致するか否かを判断するため、従来技術における単一の認証方式よりも、ID認証の安全性と正確性を効果的に向上可能である。

【図面の簡単な説明】

【0020】

本発明の実施例における解決手段をより明確に説明するために、以下、実施例における説明に用いられる図面について、簡単に説明し、当然ながら、以下に説明される図面は、本発明の一部の実施例に過ぎず、当業者にとって、創造の労力をかけない前提で、これらの

10

20

30

40

50

図面に基づき、他の図面を得ることもできる。

【図 1】本発明の実施例に係る ID 認証方法のフローの模式図である。

【図 2】本発明の実施例に係る別の ID 認証方法のフローの模式図である。

【図 3】本発明の実施例に係る別の ID 認証方法のフローの模式図である。

【図 4】本発明の実施例に係る別の ID 認証方法のフローの模式図である。

【図 5】本発明の実施例に係る ID 認証装置の構成のブロック図である。

【図 6】本発明の実施例に係る別の ID 認証装置の構成のブロック図である。

【図 7】本発明の実施例に係る別の ID 認証装置の構成のブロック図である。

【図 8】本発明の実施例に係る別の ID 認証装置の構成のブロック図である。

【図 9】本発明の実施例に係る別の ID 認証装置の構成のブロック図である。

【図 10】本発明の実施例に係るサーバの構成のブロック図である。

10

【発明を実施するための形態】

【0021】

本発明の解決手段がよりよく理解できるように、本発明の実施例を本発明の図面を参照しながら以下に詳細に説明する。

【0022】

明らかに、かかる実施例は、本発明の実施例の全部ではなく、一部の実施例に過ぎない。当業者が本発明の実施例に基づき、創造的労力を要しない前提で得たすべての他の実施例はいずれも本発明の保護範囲に含まれる。

【0023】

本発明の実施例で使用される用語は、特定の実施形態のみを説明するためのものであり、本発明を限定するものではない。上下文に明確に他の意味を示さない限り、本発明の実施例及び添付の特許請求の範囲に使用される単数形の「1種」、「前記」及び「当該」が複数形も含むことも意図されている。

20

【0024】

本明細書で使用される「及び/又は」という用語は、関連対象を説明する関連関係に過ぎず、3つの関係が存在してもよいと示し、例えば、A及び/又はBは、Aが単独で存在すること、A及びBが同時に存在すること、Bが単独で存在することの3つの場合を示す。また、本明細書に記載の記号「/」は、一般的に前後の関連対象が「又は」の関係であることを示す。

30

【0025】

本発明の実施例において用語「第1」、「第2」、「第3」などを用いてXXXを説明することがあるが、これらのXXXはこれらの用語に限定されないことは、理解されるべきである。これらの用語は、XXXを互いに区分するためにのみ使用される。例えば、本発明の実施例の範囲から逸脱しない限り、第1XXXが第2XXXと称されてもよく、類似的に、第2XXXも第1XXXと称されてもよい。

【0026】

文脈に応じて、本明細書で使用される「もし」という用語は、「...とき、」又は「...際、」又は「確定に回答し」又は「検出に回答し」と解釈されてもよい。類似的に、文脈に応じて、語句「もし...確定」又は「もし...（説明する条件又はイベント）を検出」は、「...確定するとき」又は「確定に回答し」又は「...（説明する条件又はイベント）を検出するとき」又は「（説明する条件又はイベント）の検出に回答し」と解釈されてもよい。

40

【0027】

本発明の実施例は、ID 認証方法を提供し、当該方法は、クライアント側に対応するサーバー側で実行される。

【0028】

本発明の実施例におけるユーザ機器は、ユーザにデータ連通性を供給する機器を指し、ユーザは、ユーザ機器に取り付けられたクライアント側を介してアカウントログイン操作を行ってID 認証を完成可能であり、ユーザ機器は、具体的に、移動端末、例えば、複数種の応用機能を有するスマート携帯電話、タブレットPC、車載の移動装置等を指してもよ

50

い。

【 0 0 2 9 】

本発明の実施例におけるサーバは、ユーザID認証へ算出サービスを提供する機器であり、サービスの要求に応答可能であり、サービスを担いつつ保証する能力を有し、プロセッサ、ハードディスク、メモリ、システムバス等によって構成される。

【 0 0 3 0 】

図1に示すように、前記方法は、下記のステップを含む。

【 0 0 3 1 】

ステップ101では、クライアント側から送信された、ユーザのID認証情報が付加される認証要求を受信する。

【 0 0 3 2 】

ただし、ID認証情報は、ユーザがクライアント側でアカウントログインを行うときに入力されてもよく、或いは、クライアント側で保存された後で自動的に記入されてもよい。ID認証情報は、一般的に、ユーザ名とパスワード、電子証明書等の各類の情報を含んでもよい。

【 0 0 3 3 】

ステップ102では、前記ID認証情報に基づいて認証を行う。

【 0 0 3 4 】

ステップ103では、前記ID認証情報が正当であると特定されたとき、前記ユーザに関する複数の次元の行動特徴情報を収集する。

【 0 0 3 5 】

上記ID認証情報とは異なり、本発明の実施例における行動特徴情報は、ハードウェア機器情報、ソフトウェア記述情報と操作行動情報を指す。行動特徴情報の次元は、上記3種の行動特徴情報のうち、収集され得る情報種別を指す。

【 0 0 3 6 】

ただし、ハードウェア機器情報は、ユーザ機器の所在する物理位置、ユーザ機器がアクセスするネットワーク環境、ユーザ機器の機器型番、プロセッサの型番、メモリの型番、規格及び容量、スクリーンサイズ等の複数の次元の情報を含んでもよい。

【 0 0 3 7 】

ソフトウェア記述情報は、クライアント側名称、クライアント側記憶経路、クライアント側バージョン番号、クライアント側オペレーティングシステムタイプ、クライアント側オペレーティングシステムバージョン、クライアント側内で使用される言語等の複数の次元の情報を含んでもよい。

【 0 0 3 8 】

操作行動情報は、ユーザがタッチ操作を行うときにタッチパネルをスライドする軌跡、クライアント側での使用手順における消費決済行動、アプリケーションプログラム内の各操作対象に対する処理行動等の複数の次元の情報を含んでもよい。

【 0 0 3 9 】

ステップ104では、収集された行動特徴情報に基づいて対応する次元のオリジナル特徴情報と照合し、前記ユーザに対してIDマッチング識別を行う。

【 0 0 4 0 】

オリジナル特徴情報は、予め収集された或いは予め設定された行動特徴情報であり、ユーザに対応する履歴統計情報として、新たに収集された行動特徴情報と照合し、新たに収集された行動特徴情報が当該ユーザの使用習慣にマッチングするか否かを特定する。

【 0 0 4 1 】

本発明の実施例に係るID認証方法では、ID認証情報によって認証を行うことをもとに、更にユーザの使用習慣を表せる行動特徴情報を用いてユーザ行動習慣を分析し、更に現在ログインユーザと履歴ユーザとが一致するか否かを判断するため、従来技術における単一の認証方式に比べ、ID認証の安全性と正確性を効果的に向上可能である。

【 0 0 4 2 】

10

20

30

40

50

更に言えば、如何にしてオリジナル特徴情報を取得するかについて、本発明の実施例は、対応する実現フローをここに提供し、図2に示すように、以下のステップを含む。

【0043】

ステップ201では、前記クライアント側から送信されたログイン情報を受信し、前記ユーザのハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とを前記ログイン情報から抽出する。

【0044】

ハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報は、静的情報に属するため、ユーザがログインを行うときに直接収集してもよい。収集の方式としては、クライアント側を介して収集した後、データをログイン要求或いは認証要求に含めてサーバに送信してもよく、または、クライアント側によってサーバとの間の専用インターフェース（例えば、API）を用いて関連データをサーバに伝送してもよい。

10

【0045】

なお、ユーザのプライバシー需要に応じて、本発明の実施例で言及されたハードウェア機器情報、ソフトウェア記述情報と操作行動情報は、ユーザから承認されないと操作できない。具体的な承認手順は、クライアント側のインストール手順やアカウント初回登録手順等のような手順に実施可能である。

【0046】

ステップ202では、前記クライアント側のデータ収集インターフェースを介して前記ユーザの前記クライアント側での操作行動情報を収集する。

【0047】

操作行動情報がユーザのクライアント側での操作情報であるため、周期的に収集される必要がある。具体的に、1分ずつ1回収集するか、或いは1時間ずつ1回収集すると設定可能である。

20

【0048】

ステップ203では、前記ユーザのハードウェア機器情報、ソフトウェア記述情報および前記操作行動情報を前記オリジナル特徴情報として特定する。

【0049】

ハードウェア機器情報、ソフトウェア記述情報および前記操作行動情報は、後続の検索と処理が便利になるように、ユーザごとに、対応するエントリにそれぞれ記憶される必要がある。

30

【0050】

更に言えば、ステップ104について、収集された行動特徴情報に基づいて対応する次元のオリジナル特徴情報と照合し、前記ユーザに対してIDマッチング識別を行うことの実施に対し、本発明の実施例は、図3に示すように、対応するフローを提供する。当該フローは、下記のステップを含む。

【0051】

ステップ1041では、収集された行動特徴情報のそれぞれと対応する次元のオリジナル特徴情報との間の照合度をそれぞれ算出する。対応する照合度が所定閾値を超える行動特徴情報が少なくとも1つ存在するとき、ステップ1042を実行し、そうでなければ、ステップ1043を実行する。

40

【0052】

ハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報のような静的情報に関しては、各次元で収集された行動特徴情報とオリジナル特徴情報が何れも特定値であるため、マッチングを行う際、同じであることと異なることとの2種の照合度が存在することが一般的である。よって、直接0と100%で同じであることと異なることを表せる。対応する所定閾値は、100%と設定されてもよい。

【0053】

操作行動情報のような動的情報に関しては、各次元で収集された情報が何れも動的に変化するものである可能性があるが、変化幅が総的なユーザ行動傾向に影響しないときには、当該変化幅がユーザ操作の正常変化範囲内にあると理解され得る。したがって、変化幅と

50

オリジナル特徴情報との比率が照合度として定義され得ると同時に、操作行動情報の所定閾値について動的な範囲を設定する必要もある。この動的範囲は、照合度が範囲内であれば、行動が合理であり、同一のユーザ操作に属すると見なされ、照合度が範囲外であれば、行動が不合理であり、同一のユーザ操作に属しないと見なされてもよい。

【0054】

照合度の具体的な計算を行う際、クラスタリング分析に基づいて大量のユーザID特徴情報の履歴データを分類してから、ニューラルネットワークまたはベイジアン方法に基づいて数学的モデルを取得し、プリセット閾値を得て、最終的に各ID特徴タイプの重みと数学的モデルとに基づいて照合度を総合的に算出する。具体的な算出手順は、ここで繰り返して説明しない。

10

【0055】

ステップ1042では、前記ユーザIDが不当であると特定する。

【0056】

ステップ1043では、前記ユーザIDが正当であると特定する。

【0057】

また、収集された前記行動特徴情報と、対応するIDマッチング識別結果とに基づいて、記憶された前記オリジナル特徴情報と、対応する所定閾値とを更新する。

【0058】

また、補足説明すべきことは、ユーザが同一のアプリケーションプログラムを使用する手順において、携帯電話を取り換えたり、アクセスネットワークを変更したり、異なる地理位置でログインしたりする可能性があるため、サーバ側で記憶されたオリジナル特徴情報を変更して誤識別を回避させるメカニズムをユーザへ提供する必要がある。対応するフローは、図4に示すように、下記のステップを含む。

20

【0059】

ステップ301では、前記クライアント側から送信された特徴情報変更要求を受信する。

【0060】

ステップ302では、前記特徴情報変更要求に回答し、前記ユーザのハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とを改めて収集する。

【0061】

ステップ303では、改めて収集されたハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とに基づいて、前記オリジナル特徴情報を更新する。

30

【0062】

本発明の実施例は、ID認証装置を更に提供し、図5に示すように、前記装置は、クライアント側から送信された、ユーザのID認証情報が付加される認証要求を受信するための第1受信手段41と、

前記ID認証情報に基づいて認証を行うための認証手段42と、

前記ID認証情報が正当であると特定されたとき、前記ユーザに関する複数の次元の行動特徴情報を収集するための第1収集手段43と、

収集された行動特徴情報に基づいて対応する次元のオリジナル特徴情報と照合し、前記ユーザに対してIDマッチング識別を行うためのマッチング識別手段44と、を備える。

40

【0063】

好ましくは、図6に示すように、前記装置は、

前記クライアント側から送信されたログイン情報を受信し、前記ユーザのハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とを前記ログイン情報から抽出するための第2受信手段45と、

前記クライアント側のデータ収集インターフェースを介して前記ユーザの前記クライアント側での操作行動情報を収集するための第2収集手段46と、

前記ユーザのハードウェア機器情報、ソフトウェア記述情報および前記操作行動情報を前記オリジナル特徴情報として特定するための特定手段47と、を更に備える。

【0064】

50

好ましくは、図7に示すように、前記マッチング識別手段44は、収集された行動特徴情報のそれぞれと対応する次元のオリジナル特徴情報との間の照合度をそれぞれ算出するための算出モジュール441と、対応する照合度が所定閾値を超える行動特徴情報が少なくとも1つ存在するとき、前記ユーザIDが不当であると特定し、対応する照合度が所定閾値を超える行動特徴情報が1つも存在しないとき、前記ユーザIDが正当であると特定するための特定モジュール442と、を備える。

【0065】

好ましくは、図8に示すように、前記装置は、収集された前記行動特徴情報と、対応するIDマッチング識別結果とに基づいて、記憶された前記オリジナル特徴情報と、対応する所定閾値とを更新するための第1更新手段48を更に備える。

10

【0066】

好ましくは、図9に示すように、前記装置は、前記クライアント側から送信された特徴情報変更要求を受信するための第3受信手段49と、前記特徴情報変更要求に回答し、前記ユーザのハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とを改めて収集するための第3収集手段410と、改めて収集されたハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とに基づいて、前記オリジナル特徴情報を更新するための第2更新手段411と、を更に備える。

【0067】

本発明の実施例に係るID認証装置では、ID認証情報によって認証を行うことをもとに、更にユーザの使用習慣を表せる行動特徴情報を用いてユーザ行動習慣を分析し、更に現在ログインユーザと履歴ユーザとが一致するか否かを判断するため、従来技術における単一の認証方式に比べ、ID認証の安全性と正確性を効果的に向上可能である。

20

【0068】

本発明の実施例は、サーバ50を提供し、図10に示すように、少なくとも1つのプロセッサ51、通信バス52、メモリ53および少なくとも1つの通信インターフェース54を備える。

【0069】

プロセッサ51は、汎用の中央処理装置(central processing unit、CPU)、マイクロプロセッサ、特定用途向け集積回路(application-specific integrated circuit、ASIC)、又は本願の解決手段の実行を制御するための1つまたは複数の集積回路であってもよい。

30

【0070】

通信バス52は、上記ユニットの間で情報を伝送する通路を含んでもよい。

【0071】

通信インターフェース54は、送受信器のような如何なる装置も使用し、他の機器や通信ネットワーク、例えば、イーサネット(登録商標)、無線アクセスネットワーク(radio access network、RAN)、無線LAN(wireless local area networks、WLAN)等と通信を行う。

40

【0072】

メモリ53は、読み取り専用メモリ(read-only memory、ROM)や静的情報と指令を記憶可能な他のタイプの静的記憶機器、ランダムアクセスメモリ(random access memory、RAM)や情報と指令を記憶可能な他のタイプの動的記憶機器であってもよく、電気的に消去可能なプログラマブル読み取り専用メモリ(electrically erasable programmable read-only memory、EEPROM)、読み取り専用光ディスク(compact disc read-only memory、CD-ROM)或いは他の光ディスク記憶媒体、光学ディスク記憶媒体(コンパクトディスク、レーザー光ディスク、CD、DVD、ブルーレイディスク等を含む)、磁気ディスク記憶媒体または他の磁気記憶機器であってもよく

50

、または、指令或いはデータ構造形式を有する所望のプログラムコードを付加や記憶可能でありながら、コンピュータによってアクセスされる如何なる他の媒体であってもよいが、それらに限定されない。メモリは、独立存在してもよく、バスを介してプロセッサと接続してもよい。メモリは、プロセッサに集積されてもよい。

【0073】

ただし、メモリ53は、本願の解決手段を実行するためのアプリケーションプログラムコードを記憶し、プロセッサ51によって制御して実行される。プロセッサ51は、メモリ53に記憶されるアプリケーションプログラムコードを実行し、前記サーバが運転する時、前記プロセッサ51が前記メモリ53に記憶されるコンピュータの実行指令を実行することにより、前記サーバは、以下のフローを実行可能である。つまり、

10

前記ID認証情報に基づいて認証を行うことと、

前記ID認証情報が正当であると特定されたとき、前記ユーザに関する複数の次元の行動特徴情報を収集することと、

収集された行動特徴情報に基づいて対応する次元のオリジナル特徴情報と照合し、前記ユーザに対してIDマッチング識別を行うこととが実行される。

【0074】

好ましくは、前記ユーザから送信された認証要求を受信する前に、前記フローは、更に、前記クライアント側から送信されたログイン情報を受信し、前記ユーザのハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とを前記ログイン情報から抽出することと、

20

前記クライアント側のデータ収集インターフェースを介して前記ユーザの前記クライアント側での操作行動情報を収集することと、

前記ユーザのハードウェア機器情報、ソフトウェア記述情報および前記操作行動情報を前記オリジナル特徴情報として特定することとを含む。

【0075】

好ましくは、前記収集された行動特徴情報に基づいて対応する次元のオリジナル特徴情報と照合し、前記ユーザに対してIDマッチング識別を行うことは、具体的に、収集された行動特徴情報のそれぞれと対応する次元のオリジナル特徴情報との間の照合度をそれぞれ算出することと、

30

対応する照合度が所定閾値を超える行動特徴情報が少なくとも1つ存在するとき、前記ユーザIDが不当であると特定することと、

対応する照合度が所定閾値を超える行動特徴情報が1つも存在しないとき、前記ユーザIDが正当であると特定することとのように実行されてもよい。

【0076】

好ましくは、前記収集された行動特徴情報に基づいて対応する次元のオリジナル特徴情報と照合し、前記ユーザに対してIDマッチング識別を行った後、前記フローは、更に、収集された前記行動特徴情報と、対応するIDマッチング識別結果とに基づいて、記憶された前記オリジナル特徴情報と、対応する所定閾値とを更新することを含む。

【0077】

40

好ましくは、前記フローは、更に、

前記クライアント側から送信された特徴情報変更要求を受信することと、

前記特徴情報変更要求に応答し、前記ユーザのハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とを改めて収集することと、

改めて収集されたハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とに基づいて、前記オリジナル特徴情報を更新することとを含む。

【0078】

本発明の実施例に係るサーバでは、ID認証情報によって認証を行うことをもとに、更にユーザの使用習慣を表せる行動特徴情報を用いてユーザ行動習慣を分析し、更に現在ログインユーザと履歴ユーザとが一致するか否かを判断するため、従来技術における単一の認

50

証方式に比べ、ID認証の安全性と正確性を効果的に向上可能である。

【0079】

本発明の実施例は、コンピュータ読み取り可能な記憶媒体を更に提供し、当該記憶媒体にコンピュータプログラムが記憶され、当該プログラムがプロセッサによって実行されたときに以下の方法ステップは実施される。つまり、クライアント側から送信された、ユーザのID認証情報が付加される認証要求を受信することと、

前記ID認証情報に基づいて認証を行うことと、

前記ID認証情報が正当であると特定されたとき、前記ユーザに関する複数の次元の行動特徴情報を収集することと、

収集された行動特徴情報に基づいて対応する次元のオリジナル特徴情報と照合し、前記ユーザに対してIDマッチング識別を行うことが実施される。

【0080】

好ましくは、前記ユーザから送信された認証要求を受信する前に、当該フローは、更に、前記クライアント側から送信されたログイン情報を受信し、前記ユーザのハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とを前記ログイン情報から抽出することと、

前記クライアント側のデータ収集インターフェースを介して前記ユーザの前記クライアント側での操作行動情報を収集することと、

前記ユーザのハードウェア機器情報、ソフトウェア記述情報および前記操作行動情報を前記オリジナル特徴情報として特定することを含む。

【0081】

好ましくは、前記収集された行動特徴情報に基づいて対応する次元のオリジナル特徴情報と照合し、前記ユーザに対してIDマッチング識別を行うことは、具体的に、

収集された行動特徴情報のそれぞれと対応する次元のオリジナル特徴情報との間の照合度をそれぞれ算出することと、

対応する照合度が所定閾値を超える行動特徴情報が少なくとも1つ存在するとき、前記ユーザIDが不当であると特定することと、

対応する照合度が所定閾値を超える行動特徴情報が1つも存在しないとき、前記ユーザIDが正当であると特定することとのように実行されてもよい。

【0082】

好ましくは、前記収集された行動特徴情報に基づいて対応する次元のオリジナル特徴情報と照合し、前記ユーザに対してIDマッチング識別を行った後、前記フローは、更に、収集された前記行動特徴情報と、対応するIDマッチング識別結果とに基づいて、記憶された前記オリジナル特徴情報と、対応する所定閾値とを更新することを含む。

【0083】

好ましくは、当該フローは、更に、

前記クライアント側から送信された特徴情報変更要求を受信することと、

前記特徴情報変更要求に応答し、前記ユーザのハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とを改めて収集することと、

改めて収集されたハードウェア機器情報とソフトウェア記述情報とに基づいて、前記オリジナル特徴情報を更新することを含む。

【0084】

本発明の実施例に係るコンピュータ読み取り可能な媒体では、ID認証情報によって認証を行うことをもとに、更にユーザの使用習慣を表せる行動特徴情報を用いてユーザ行動習慣を分析し、更に現在ログインユーザと履歴ユーザとが一致するか否かを判断するため、従来技術における単一の認証方式に比べ、ID認証の安全性と正確性を効果的に向上可能である。

【0085】

当業者であればわかるように、説明の便宜および簡潔さのために、上述したシステム、装置、及び手段の特定の作業手順については、上記方法実施例における対応する手順を参照

10

20

30

40

50

すればよい。ここで繰り返し述べない。

【0086】

本発明に供されるいくつかの実施例において、開示されたシステム、装置および方法は、他の方法で実施されることが理解されるべきである。例えば、上述した装置実施例は単に概略的なものであり、例えば、前記手段の区分は1つの論理的な機能区分であり、実際の実装は別の区分方法を有してもよい。例えば、複数の手段やユニットが結合されてもよく、または別のシステムに統合されてもよく、またはいくつかの特徴が無視されるか実行されなくてもよい。さらに、表示または説明された相互結合または直接結合または通信接続は、いくつかのインターフェース、装置または手段を介した間接結合または通信接続であってもよく、電氣的、機械的または他の形態であってもよい。

10

【0087】

上記分離部品として説明された手段は、物理的に分離されてもよく、或いは、物理的に分離されなくてもよく、手段として表示される部品は、物理手段であってもよく、或いは、物理手段でなくともよく、即ち、1か所に配置されていても、複数のネットワークセルに分散していてもよい。この実施例の解決案の目的を達成するために、手段の一部または全部を実際のニーズに応じて選択することができる。

【0088】

また、本発明の各実施例における各機能手段は、1つの処理手段に組み込まれていてもよいし、物理的に単独で存在してもよいし、2つ以上が一体化としてもよい。上記統合された手段は、ハードウェアの形態でも、または、ハードウェアプラスソフトウェア機能手段の形態でも実現可能である。

20

【0089】

ソフトウェア機能手段として実現された上記統合の手段は、コンピュータ読み取り可能な記憶媒体に格納されてもよい。上記ソフトウェア機能手段は、記憶媒体に格納され、コンピュータ装置（パーソナルコンピュータ、サーバ、又はネットワーク装置などであってもよい）またはプロセッサ（Processor）が本発明の各実施例で説明した方法に関する一部のステップを実行するためのいくつかの指令を含む。上記記憶媒体には、Uディスク、リムーバブルハードディスク、読み取り専用メモリ（read-only memory、ROM）、ランダムアクセスメモリ（Random Access Memory、RAM）、磁気ディスク、又は光ディスクなどのプログラムコードを格納可能な様々な他の媒体が含まれる。

30

【0090】

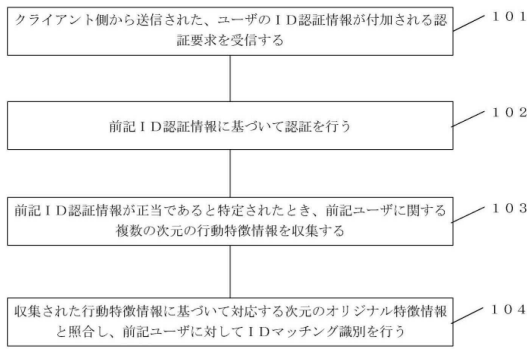
以上説明は、本発明の好適な実施例に過ぎず、本発明を限定するものではない。本発明の精神および原理の範囲内でなされた変更、均等物による置換、改良などは、何れも本発明の保護範囲に含まれるべきである。

40

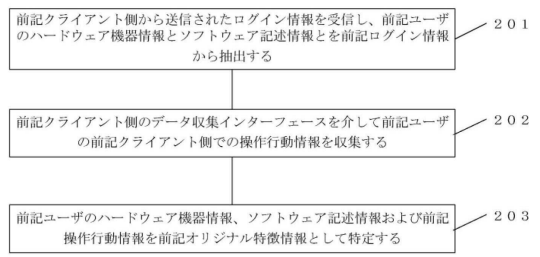
50

【図面】

【図 1】

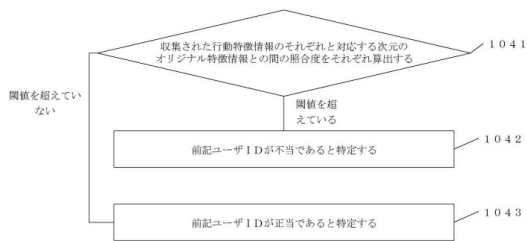


【図 2】

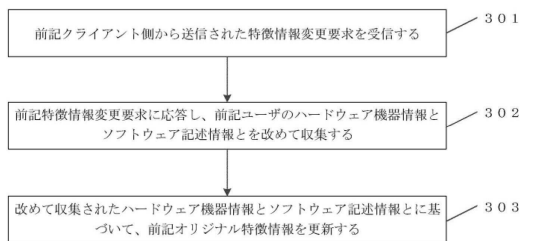


10

【図 3】



【図 4】



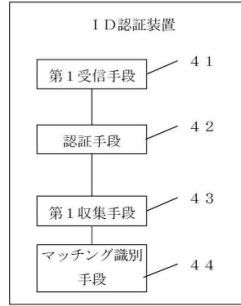
20

30

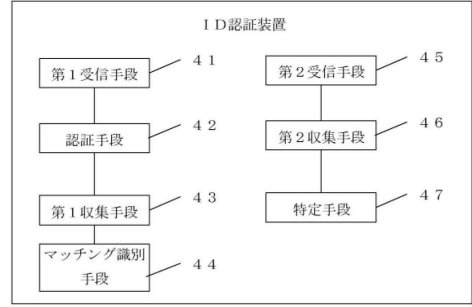
40

50

【 図 5 】

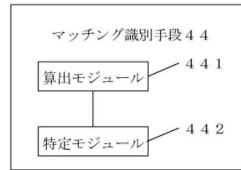


【 図 6 】

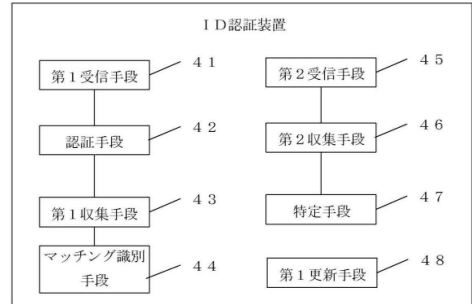


10

【 図 7 】



【 図 8 】



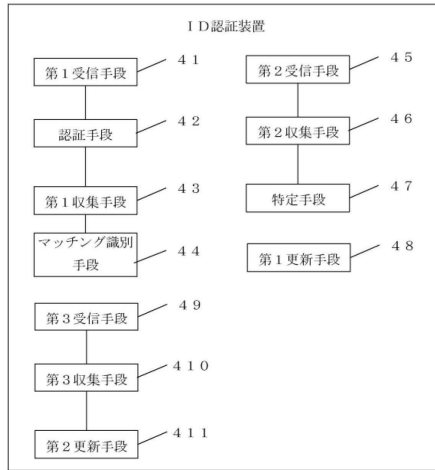
20

30

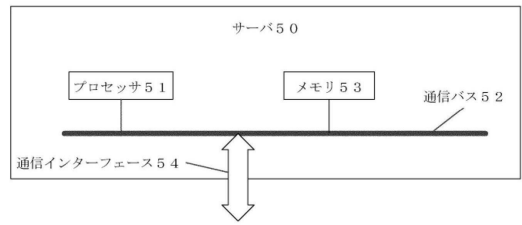
40

50

【図 9】



【図 10】



10

20

30

40

50

フロントページの続き

ディストリクト、ジゼン ビルディング シー、ジチュン ロード ナンバー7、フロア 5ス

審査官 岸野 徹

- (56)参考文献 国際公開第2011/001026(WO, A1)
米国特許出願公開第2017/0230417(US, A1)
特開2017-138729(JP, A)
特開2008-158683(JP, A)
特開2003-099403(JP, A)
特開2015-088122(JP, A)
特開2017-021403(JP, A)
特開2014-149811(JP, A)
特開2017-207978(JP, A)
特開2011-059837(JP, A)
- (58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)
G06F 21/31